

○厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(平成16年6月28日
条例第12号)

改正 平成18年4月1日 条例第6号 | 平成26年3月26日 条例第1号
平成18年8月28日 条例第7号 | 令和2年3月26日 条例第2号
平成22年3月29日 条例第2号

目次

第1章 総則(第1条~第8条)	1651
第2章 補償及び福祉事業(第9条~第23条)	1654
第3章 審査(第24条・第25条)	1659
第4章 雑則(第26条~第31条)	1659
附則	1660

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員、審査会等の委員で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者以外の者をいう。

(通勤)

第3条 この条例で「通勤」とは、職員が勤務のため、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

住居と勤務場所との間の往復

一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から

第6章 給与（厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）

勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)

第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

- 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(実施機関)

第4条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、この条例で定める補償の責めに任ずる。

議会の議員 議長

非常勤の監査委員 管理者

その他の職員 任命権者

- 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認定される災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。
- 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(認定委員会)

第5条 厚木愛甲環境施設組合に、認定委員会を置く。

- 認定委員会は、委員5人をもって組織する。
- 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
- 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

第6章 給与 (厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務)
災害補償等に関する条例

8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(補償基礎額)

第6条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

議会の議員 議会の議長が管理者と協議して定める額

非常勤の監査委員 管理者が定める額

その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が管理者と協議して別に定める額)

給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が管理者と協議して定める額

第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の4月1日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢)に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の管理者が定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第8条 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第6条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の管理者が定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第2章 補償及び福祉事業

（補償の種類）

第9条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

療養補償

休業補償

傷病補償年金

障害補償

ア 障害補償年金

イ 障害補償一時金

介護補償

遺族補償

ア 遺族補償年金

イ 遺族補償一時金

葬祭補償

（療養補償）

第10条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

（休業補償）

第11条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁されている期間については、休業補償は行わない。

（傷病補償年金）

第12条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗

じて得た金額を毎年支給する。

当該負傷又は疾病が治っていないこと。

当該負傷又は疾病による身体障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

(障害補償)

第13条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったときで別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

第14条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にとっては10日間(10日未満に補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にとっては、傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受け

ている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して管理者が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

病院又は診療所に入院している場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として管理者が定めるものに入所している場合

（遺族補償）

第16条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第17条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）父母又は祖父母については、60歳以上であること。

子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。

前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2第7級以上の障害等級の身体障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態にあること。

第6章 給与 (厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例)

金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80
遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

附 則(平成18年4月1日条例第6号)

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行する。ただし、第15条第2号の改正規定及び同条に1号を加える改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年8月28日条例第7号)

第6章 給与（厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第3条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。